

# 1 部落差別とは(中学校社会科「歴史分野」から)

(1) 中世～身分制はない. 職業・住むところ

→自分たちと違うという心理的差別(排除)

---

(2) 近世～江戸時代身分を制度化する

→身分制社会=大名・武士・百姓・町人

→穢多身分, 非人身分(生産と労働, 文化)

---

(3) 近代～明治時代いわゆる解放令(賤称廃止令)が出る。しかし,  
平民身分になっても差別は残る

→結婚・軍隊の中・就職・住むところ・教育

---

(4) 現代～法の下での平等。しかし, 部落差別は残る

→結婚・就職・教育=心理的差別(排除)

# 東山文化～石庭

未来に向けて

## 人権 庭園造りで活躍した河原者

この時代には龍安寺などで庭園が造られ、天下一と称賛された善阿弥をはじめ、庭園造りの名手が登場しました。その名手の多くが河原者とよばれた人々でした。昔は、天変地異・死・出血・火事・犯罪など、通常の状態に変化をもたらす出来事に関わることを「けがれ」といいました。「けがれ」をおそれる観念は、平安時代から強まり、「けがれ」を清める力を持つ人々が必要とされていきました。しかし一方で、清める力を持つ者は異質な存在として、差別を受けるようにもなりました。河原者もそうした差別を受けた人々でした。彼らは井戸掘りや死んだ牛馬から皮をとってなめすことも行っていました。彼らはおそれられました。その仕事は社会にとって必要であり、すばらしい文化を築いていきました。なお「けがれ」は、近代以降に生まれた不衛生という考え方とは異なるものです。

→ 17 死刑に処される僧侶と河原に集まる人々 川はけがれなどさまざまなものを浄化してくれると考えられていました。そのため刑の多くは河原で行われました。〈「法然上人絵伝」京都市 知恩院蔵 京都国立博物館提供〉

世界遺産



↑ 16 龍安寺の石庭(京都市) 制作に携わった河原者と思われる名前が残っています。

国宝



# 江戸時代の身分制

未来に向けて

## 人権 差別された人々

近世の社会にも、中世と同じように、天変地異・死・犯罪など人間が計り知れないことを「けがれ」としておそれる傾向があり(→p.91)、それに関わった人々が差別されることがありました。もっとも、死に関わっていても、医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかったので、差別は非合理的で、支配者に都合よく利用されたものであるといえます。

差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割で存在していました。えたとよばれた人々は、農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革の製造、町や村の警備、草履や雪駄作り、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか、犯罪者の捕縛や行刑役などに従事しました。ひにんとよばれた人々は、町や村の警備・芸能などに従事しました。これらの人々

は、社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたといえます。

こうしたなかで、経済的に豊かになる人も現れましたが、江戸時代中期から幕府や藩が出すお触れなどによって、百姓や町人とは別の身分として位置づけられました。このような政策で、差別はさらに強化されました。



# 江戸時代の身分制 東京書籍

## 差別された人々

百姓や町人などの身分とは別に、えた身分やひにん身分の人々がいました。えた身分の人々は、農業を行って年貢を納めたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業などで生活しました。また、犯罪者をとらえることや牢番など、役人の下働きも務めました。ひにん身分の人々も、役人の下働きや芸能などで生活しました。

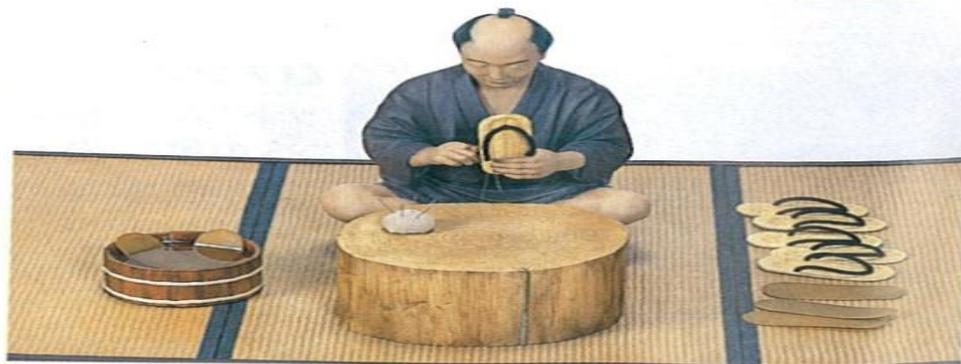
p.87

かれらは、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭りにも参加できませんでした。幕府や藩は、かれらの住む場所や職業を制限し、服装などの規制を行いました。そのため、かれらに対する差別意識が強まりました。

歴史に  
アクセス

## 女性への教え

江戸時代の寺子屋(p.135)で教科書として広く使われた「女大学」には、女性の務めとして、結婚したら夫やその親に従うことなどが教訓として書かれていました。女性は子を産み、家を守ることだけが期待されていたのです。こうした教えはありましたが、実際には、農村では女性は重要な働き手で、都市でも、武家屋敷や商家に勤め、自立する女性もいました。



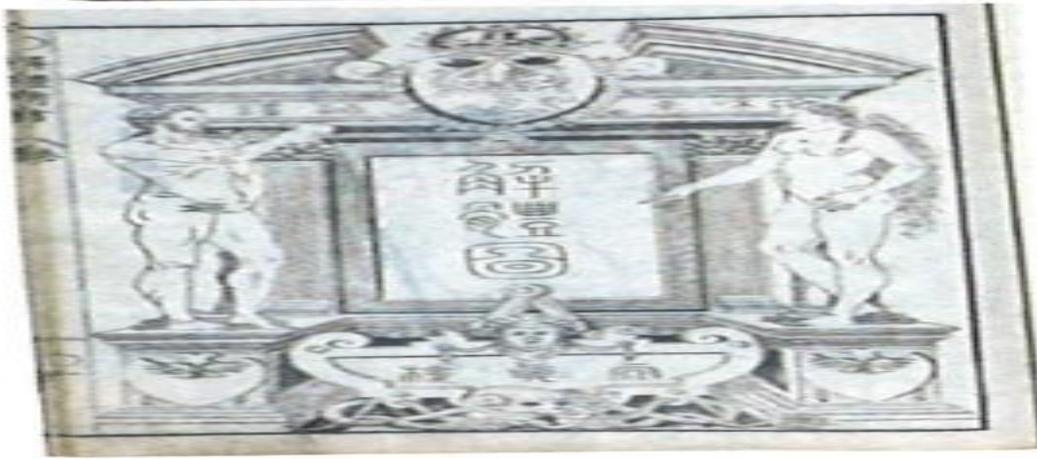
6 雪駄作り(大阪人権博物館蔵) 人気のはき物だった雪駄は、材料に牛や馬の革が使われ、主に、差別された人々たちによって作られていました。

1 畑の年貢は、お金や収穫物で納められることもありました。

# 蘭学（解体新書）



← **11** <sup>すぎたげんぼく</sup>杉田玄白 (1733～1817) 〈東京都 早稲田大学図書館蔵〉



↑ **12** <sup>かいたいしんしょ</sup>解体新書 <sup>すぎたげんぼく</sup>杉田玄白と <sup>まえのりょうたく</sup>前野良沢は、人体 <sup>かい</sup>解剖の <sup>みくら</sup>見学の <sup>せいかく</sup>際、オランダの医学書と <sup>みくら</sup>見比べ、その <sup>せいさく</sup>正確さに <sup>おどろ</sup>驚き <sup>ほんやく</sup>翻訳を決意しました。見学のとき、<sup>すぐ</sup>優れた <sup>じゆつ</sup>技術と <sup>ちしき</sup>知識で彼らに解剖の説明をしたのは、差別された身分の人でした。当時の医学はこうした人々にも <sup>ささ</sup>支えられていました。〈兵庫県 神戸市立博物館蔵〉

# 渋染一揆



## 人権

## 渋染一揆

1855年、岡山藩は藩政改革を進めるため、29か条の俚約令を出しました。このうち5か条は、えた身分の人々(→p.117)を対象とし、衣類を新調するさいには柄のない渋染(茶色)か藍染(青色)に限る、などと記されていました。これに対しえた身分の人々は、自分たちも田畑をたがやし、年貢を納めている百姓であるとして主張し、別扱いしないでほしいと藩に嘆願しました。それが拒否されると立ち上がって一揆を起こし、5か条を実質上撤回させ勝利を得ました。えた身分の人々の一揆では最も規模が大きい戦いでした。

# いわゆる解放令

## 古い身分制の 廃止

新政府はまた、江戸時代までの身分制を廃止し、  
天皇の一族を皇族、公家や大名を華族、武士を士  
族とし、百姓・町人を平民としました。平民も正式に名字を名乗  
ることが許され、異なる身分間での結婚や、職業・居住などの自由も  
認められました。また、1871年の布告(いわゆる「解放令」)によって、  
江戸時代に差別された人々の呼び名が廃止され、身分・職業も平民  
と同じとされました。これにより古い身分制はなくなりましたが、  
国民全体がすぐに平等になったわけではありませんでした。新政府  
は、差別されていた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、  
長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、結婚・  
就職・居住などに関する差別は根強く残りました。

→p.124

5

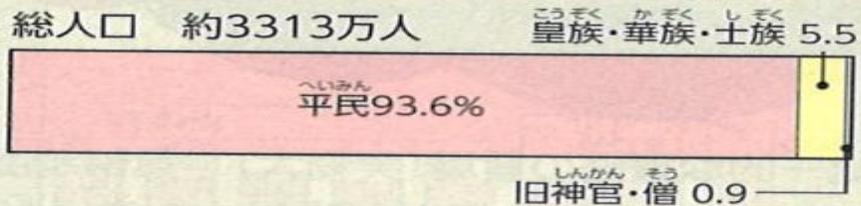
→p.125

→p.223

## 未来に向けて

### 人権 差別からの解放運動

江戸時代に差別された人々は、平民身分となる「解放令」を喜んで迎えたが、それに反対する人も多く、差別された人々を襲撃する一揆も起こりました。「解放令」のあと、主な仕事であった皮革業にほかの人々が参入したことにより、差別された人々の生活は一層厳しくなりました。それでも彼らはひるまず、国民としての平等を求め、解放運動を進めました(→p.223)。



↑ 5 1872年の身分別人口の割合(関山直太郎『近世日本の人口構造』)

# 東書～賤称廃止令

## 身分制度の廃止

新政府は天皇の下に国民を一つにまとめよ  
と、皇族以外は全て平等であるとし、  
また居住・移転や職業選択、商業の自由を認めました。平民も名  
字を名乗り、華族や士族と結婚することが認められました。士  
族は、後に帯刀が禁止されました。

1871年には、これまでえた身分やひにん身分として差別され  
てきた人々に関して、呼び名を廃止し、身分や職業も平民と同  
じとする布告(いわゆる「解放令」または「賤称廃止令」)が出され  
ました。しかし実際には、この後も、職業、結婚、住む場所な  
どの面で差別は根強く続きました。これに対して、「解放令」を  
よりどころにしながら、差別からの解放と生活の向上を求める  
動きが各地で起こりました。

平民 3100万人  
(93.5%)  
[1872年]  
6 華族・士族・平民の割合(「近代日本経済史要覧」)

1869	公家・大名を華族、家臣を士族とする
1870	平民に名字の使用を許可
1871	華族・士族・平民相互の結婚を許可 いわゆる「解放令」(「賤称廃止令」)の布告
1873	徴兵令(p.171)
1876	軍人・警察官など以外の帯刀を禁止 華族・士族などへの禄を廃止

## 7 身分制度関係政策

1 武士(士)、百姓(農)、町人(工商)の身分を一  
つにすることから、こうした身分制度の廃止は  
「四民平等」といわれました。天皇の一族は皇族、  
元の公家・大名は華族、武士などは士族、百姓・  
町人は平民と呼ばれることになりました。

# 新政府反対一揆と解放令反対一揆

## 新しい政策への 反応

ちようへいれい  
徴兵令  
→p.161

ち そ かい せい  
地租改正  
→p.161

学制などの新しい政策に  
対しては、国民の強い抵抗ていこうもありました。<sup>5</sup>

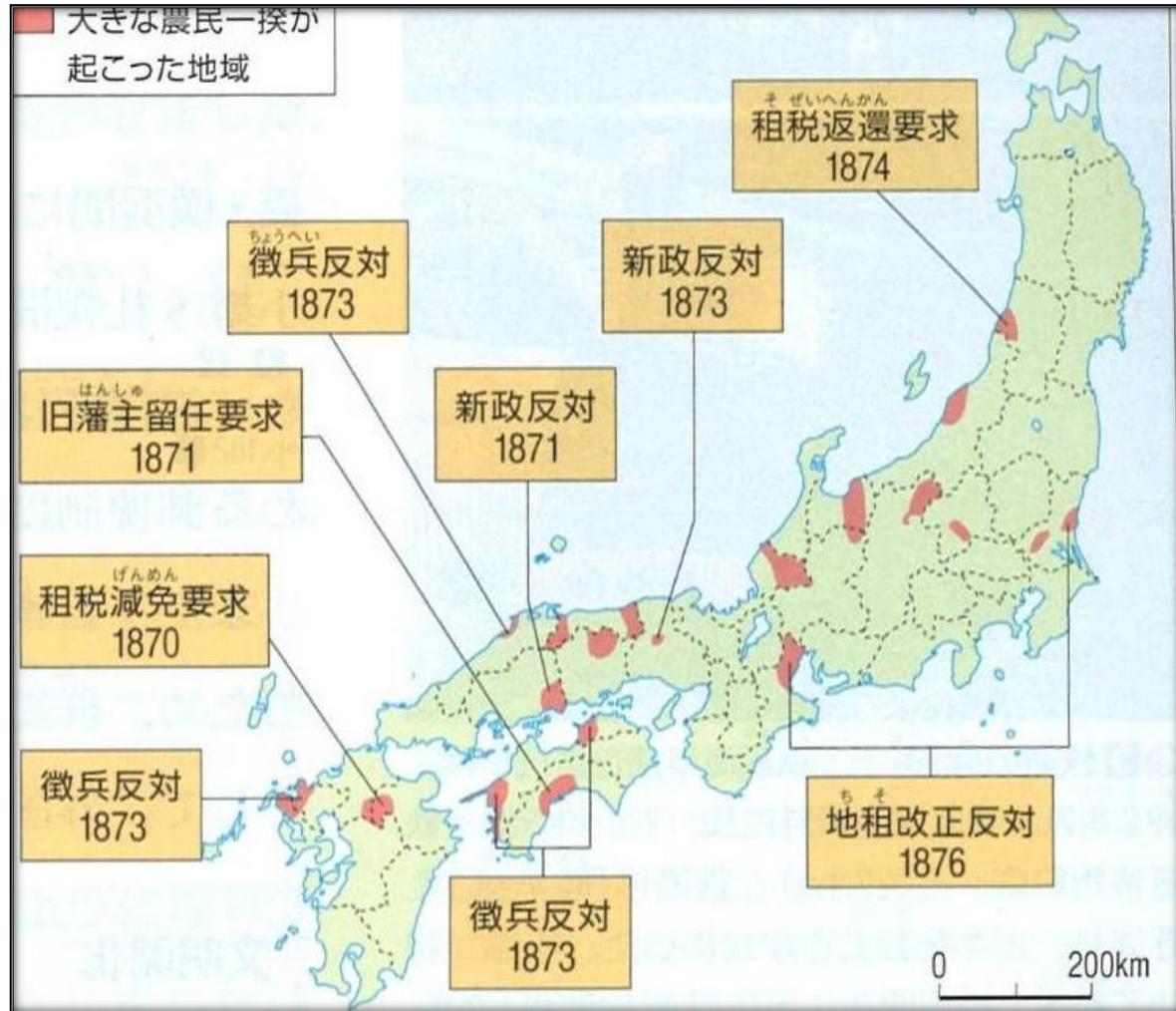
徴兵令に対しては、岡山県などで「血税一揆けつぜい いっ き」ともいわれる農民一揆が起きました。これまでの特権がうばわれた士族しぞくも、政府に対して武力で反乱を起こしました。その多くは、幕府ばくふをたおす主力であった西日本の士族しぞくでした。  
→p.152

地租改正についても、茨城県や三重県で大きな反対一揆が起きました。政府は、軍隊ぐんたいによって一揆をしずめました。一方で農民の一揆が士族の反乱と合流することをおそれ、1877年に地租を2.5%に引き下げました。これらの農民たちの反対運動の成果は、「竹槍たけやりでどんとつき出す二分五厘にぶごりん」と歌によられました。

# 解放令反対一揆の記述

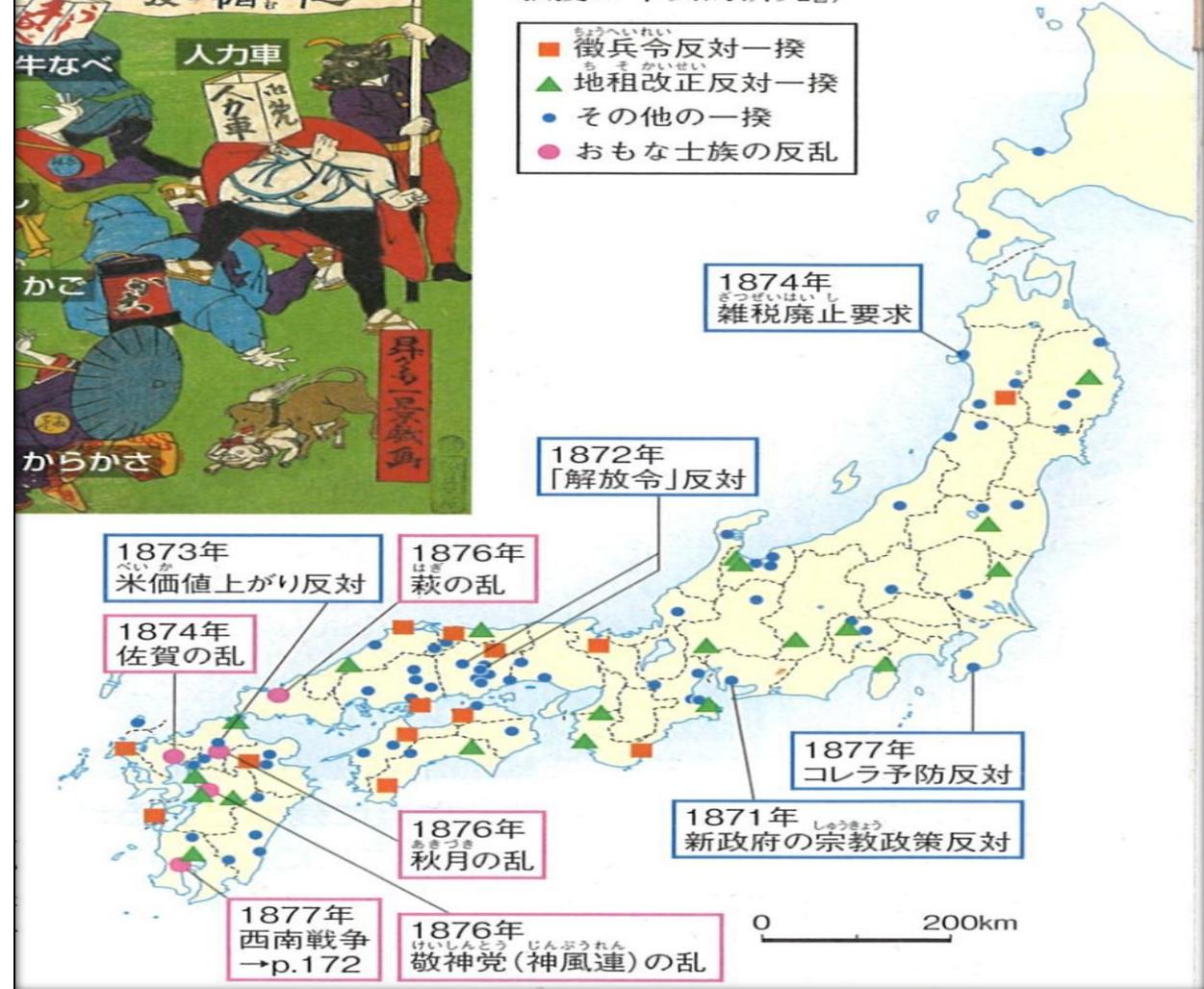
東京書籍

帝国書院



5 新政府の政策に反対する一揆と士族の反乱(1868～77年)〈青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』〉

- 徴兵令反対一揆
- 地租改正反対一揆
- その他の一揆
- おもな士族の反乱



# 文学～破戒

未来に向けて

## 人権

### 差別された人々を 描いた文学

青春の喜びと苦悩<sup>くのおう</sup>を歌った詩集『若菜<sup>わか</sup>集<sup>な</sup>』<sup>しゅう</sup>で有名になった島崎藤村<sup>しまざきとうそん</sup>は、後<sup>のち</sup>に小諸義塾<sup>こもろぎじゅく</sup>（長野県）の教師となりました。そのときに知った差別された地域出身の教師の苦悩を客観的に見つめ、小説『破戒<sup>はかい</sup>』<sup>あらわ</sup>を著しました。この作品は、社会や人間のありのままの姿<sup>すがた</sup>を描く自然主義文学<sup>しゅぎ</sup>の代表作とされるとともに、差別について人々に考えさせるきっかけになりました。

↓ 15 小諸城址<sup>こもろじょうし</sup>（長野県）にある島崎藤村<sup>しまざきとうそん</sup>の銅像



# 水平社創立について

未来に向けて

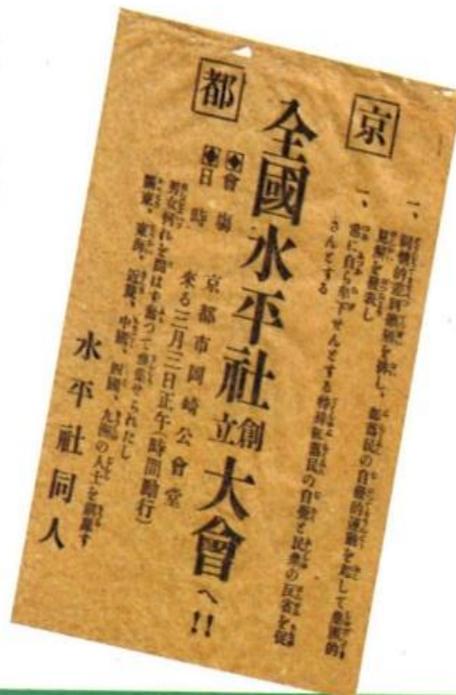
## 人権 全国水平社の結成

差別の問題は、明治時代になると再び社会問題として注目され(→p.171)、差別をなくそうとする運動が各地で起こっていました。しかし、社会全体を動かすまでには至りませんでした。

こうした状況を大きく変えたのが、1917年のロシア革命(→p.213)や、翌18年の米騒動(→p.221)でした。差別された人々が米騒動に多数参加したため、政府は生活改善の対策を取る必要があると考えました。しかし、政府に頼るだけでは差別問題は解決しないとして、差別された人々は、1922年に全国水平社を結成して平等な社会の実現を目指し、みずからの力で差別をなくそうと立ち上がりました。また、差別された人々によって銀行も作られ、近代化が目指されました。

→4 差別との闘いを訴える参加者(大阪府 朝日新聞社提供 1924年撮影)

↓5 全国水平社創立大会のビラ(奈良県 水平社博物館蔵)



### すいへいしゃせんげん 水平社宣言(1922年)

全国に散在するわが部落の人々よ、団結せよ!!…人の世の冷たさがどんなに冷たいか、人をいたわることがなんであるかをよく知っているわれわれは、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。水平社はかくして生まれた。  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

(一部要約・抜粋)

B.C.	
A.D.	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8

## 2 中学校(公民)の教科書にみる人権～ともに生きる

### (1) 平等権～平等な扱いを受ける権利

- 部落差別の撤廃 ○アイヌの人に対する差別の撤廃
- 在日韓国・朝鮮人に対する差別の撤廃
- 男女平等(ジェンダーフリー) ○性の多様性の問題(LGBTQ)
- 障がいのある人への理解 ○在日外国人への理解

### (2) 自由権～自由に生きる権利

- 精神の自由 ○身体の自由
- 経済活動の自由

### (3) 社会権～人間らしい生活を営む権利

- 生存権～(必要に応じて)生活保護法など
- 教育を受ける権利=学習権→普通教育を受けさせる義務(国・自治体・保護者)

### (4) その他の権利

- 参政権    ○ 裁判を受ける権利
- 請求権→国家賠償請求権・刑事補償請求権

### (5) 新しい人権

# キーワードは、「持続可能な社会」

## 1 節

### 現代社会の特色と私たち



### 私たちの社会参画

- 1 清掃活動をする中学生(茨城県牛久市 2013年)
- 2 やぶさめ太鼓を受けつぐ日本の中学生(山梨県富士河口湖町 2018年)
- 3 被災地でボランティアをする中学生(熊本県 2016年)
- 4 平和祈念式典を訪れた青森市平和大使の中学生(長崎市 2016年)
- 5 アプリを作った中学生(東京都中央区 2018年)

### 1 持続可能な社会に向けて

「持続可能な社会」とはどのような考えに基づいているのでしょうか。

**持続可能な社会とは** みなさんは将来、どのような社会で、どのような仕事をして、どのように暮らしたいですか。そして、次の世代の子どもたちに、どのような社会を残したいですか。私たちが暮らす現在の社会には、防災・安全や環境・エネルギー、人権・平和、伝統・文化、情報・技術に関わるさまざまな課題があります。こうした課題の解決には、「持続可能性」という視点が必要です。持続可能性とは、現在の世代の幸福と将来の世代の幸福とを両立させることを意味します。例えば、漁業や資源の採掘を行う場合に、現在の世代の利益や便利さだけでなく、50年後、100年後の将来の世代のことを考えて、適切な漁獲量や採掘量を見直すといった、社会の持続可能性を高めるための努力が重要です。

**持続可能な社会の実現に向けて** 地理や歴史で学んだように、人類は現在に至るまで、さまざまな土地や自然環境、社会の状況に適応する、新たな技術や仕組みを生みだすことで課題を解決し、より良い暮らしを追求しながら社会を築いてきま

### 公民にアクセス 未来を創る中学生

宮城県女川町は、東日本大震災によって、町の中心部が津波にあり、町民約1万人に対して死者・行方不明者827人、家屋全壊2924棟という大きな被害を受けました(2015年2月現在)。そのような中、女川町立女川第一中学校(現 女川中学校)の生徒たちは、震災の直後から、地理の「身近な地域の調査」の授業で、「三陸の豊かな海めぐみに支えられた暮らしを1000年後まで残す」ために何ができるかを話し合ってきました。そして導き出した結論が、「たがいの絆を深めること」「高台へ避難できるまちづくり」「大震災の経験を記録に残すこと」の三つでした。2012年7月、生徒たちは仙台市で開催された世界防災閣僚会議で、63か国の代表を前に、この防災対策を発表しました(7)。生徒たちはその後も活動を続け、町長や町議会議員に防災対策を提案し、自分たちで集めた募金を元に、町内の津波の最高到達点に、震災の記憶を後世に伝える石碑を建立しました(8)。被災地の中学生たちは今、現実と向き合い、未来を見つめながら考え続けています。

7 世界防災閣僚会議で発表する生徒(宮城県仙台市 2012年)



8 生徒たちが造った最初の石碑(宮城県女川町 2013年)

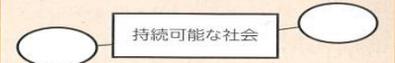
した。一方で、こうした生活の向上は、新たな課題も生み出した。例えば、高度経済成長の時期に経済的な豊かさを追求した結果、公害や環境破壊、資源の枯渇といった課題が生まれました。近年でも、2011(平成23)年に発生した東日本大震災によって、持続可能な社会を実現するためには、防災やエネルギーなどの面で、多くの解決すべき課題があることが明確になりました(7)。

この後に学ぶ、グローバル化や情報化、少子高齢化といった現代の日本の特色も、社会の変化によって生まれたものであり、解決すべき新たな課題を生んでいます。人類は常に、より良い暮らしや社会の実現に向けて、経験と知恵を結集しながら、課題を解決し続ける必要があります。

**私たちが創る社会** 持続可能な社会の実現には、私たち一人一人の積極的な社会参画が必要です。私たちは、常に社会の課題に関心を持ち、その原因を探り、解決の方法を考え続けなければなりません。一人でも多くの人々が社会参画をして、それぞれの経験や知恵を出し合って話し合うことで、より良い解決策を見つけ出すことができるのです。

### みんなでチャレンジ 見方・考え方 持続可能な社会について考えよう

- (1)「ウェビング」を使って、「持続可能な社会」と聞いて連想するキーワードを、以下の順序で書き出しましょう。
  1. 中央にテーマである「持続可能な社会」を書く。
  2. テーマの周囲に関連する内容(現代社会の課題や解決への取り組みなど)のキーワードを書き出し、テーマと線で結ぶ。
  3. 2. で書いたキーワードについて、より細かいキーワードを周囲に書き、線で結ぶ。
  4. グループで見せ合い、キーワードや線を追加する。
- (2)持続可能な社会の実現に特に重要だと思うキーワードを三つ挙げ、根拠とともにグループで発表し合ひましょう。



チェック 持続可能性とは、どのようなことを意味しているか、本文からぬき出しましょう。

トライ 持続可能な社会の実現に必要な態度について、次の語句を使って説明しましょう。【社会参画】

### 探究のステップ

私たちの生きる現代社会には、どのような課題があるのでしょうか。

環境・エネルギー
公害・環境保全、地球環境問題、資源・エネルギー問題など
人権・平和
差別・人権侵害、戦争・紛争・難民問題、貧困・飢饉など
伝統・文化
伝統文化の継承と保存、多文化共生、宗教間の対立など
防災・安全
災害に強いまちづくり、東日本大震災からの復興、交通安全など
情報・技術
情報化にともなう社会の変化・情報格差の問題など

6 持続可能な社会のために解決すべき課題

# 基本的人権

1 中国大使館前で劉曉波さんの釈放を訴える人々 (ノルウェー 2010年)



自由権 (p.54~55)



2 生活保護の申請窓口 (山形市 2009年)

社会権 (p.56~57)



3 市議会で路上喫煙の禁止を訴える中学生 (静岡市 2005年)

参政権 (p.58~59)

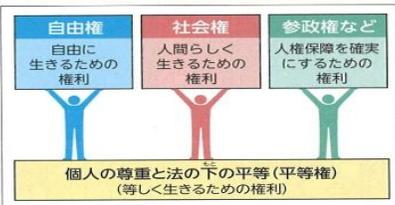


平等権 (p.50~53)

4 アイヌ語弁論大会(イタカンロー)の様子 (北海道千歳市 2017年)

## 5 基本的人権と個人の尊重

なぜ基本的人権を保障することが重要なのでしょう。



### 5 基本的人権

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

6 日本国憲法に定められた個人の尊重と法の下での平等

**見方・考え方** 「個人の尊重」とともに平等権が重要なのはなぜか、考えましょう。

### 人権を保障するとは

私たちが自由で人間らしい豊かな生活を送れるように、日本国憲法は、平等権、自由権、社会権、参政権などの、基本的人権を保障しています。こうした人権の保障は、一人一人の個性を尊重し、かけがえない個人としてあつかうという「個人の尊重」の考え方(憲法第13条)に基づいています。

個人の尊重の考え方は、「法の下での平等」(憲法第14条①)とも深く関係しています。これは、ある人を特別に有利にあつかったり、不利にあつかったりすれば、個人の尊重が損なわれるからです。一人一人をかけがえない個人として尊重するためには、全ての人々を平等にあつかうことが必要です。

人権は、日本はもちろん、世界中の全ての人々に保障されるべきものです。どのような人間でも、生まれた人種や性別、身分などによって差別されたり、異なる意見を持っているからといって逮捕されたりするようなことがあってはなりません。

### だれもが持っている人権

国は、社会で差別や不利益を受ける人々がいなくなるように、人権の保障を推進しな

## 公民にアクセス ハンセン病と人権

ハンセン病は、感染力がとても弱い感染症です。しかし、症状が進行すると体の一部が変形することもあるため、治療する薬がない時代は、おそろしい病気だと誤解され、患者や元患者の人たちへの偏見や差別が続いてきました。

1940年代には、治療に効果的な薬が発見され、ハンセン病は治る病気になりました。しかし、国の政策によって、ハンセン病の元患者の人たちは長い間、療養所に隔離され続けました。この政策は、ハンセン病に対する誤解と、元患者への差別や偏見を助長しました。

2001(平成13)年に、熊本地方裁判所は、こうした強制的な隔離は人権の侵害であると認め、国に賠償金の支払いを命じました。その後、政府は元患者の人たちに謝罪し、ハンセン病補償法を定め、2002年に和解しました。2008年には、元患者の人たちの名誉の回復や、療養所の地域への開放などを定めた、ハンセン病問題解決促進法(ハンセン病問題基本法)が制定されました。これに基づいて、元患者の人たちの社会への復帰や生活の支援を進めることが求められています。

**集める** 配慮を必要とする人たちの人権を保障するための、取り組みや工夫について調べましょう。

ければなりません。国自体が人権を侵害してはいけないのは当然ですが、国はさらに、全ての国民がかけがえない個人として尊重される社会の仕組みをつくる役割も担っています。

憲法による人権の保障は、特に、外国人や障がいのある人など、社会の中で弱い立場に置かれる可能性のある人々にとって、より大切です。弱い立場の人々が、差別や不利益の解決を国や社会に対して求める場合に、憲法の規定が主張の支えになるからです。

### 子どもの人権

子どもは成長の過程にあるため、親の保護を受けたり、飲酒や喫煙の禁止といった特別の制限を受けたりします。しかし、子どもも一人の人間であり、個人として尊重されながら成長する権利を持っています。

1989年に国際連合で採択された「子ども(児童)の権利条約」を、日本は1994(平成6)年に批准しました。この条約は、子どもにも人権が保障されることを確認し、生きる権利や守られる権利、意見を表明する権利などを定めています。国は、子どもが将来にわたって健やかに成長できるように、これらの権利を守っていかねばなりません。

**チェック** 個人の尊重とは、どのようなことを意味しているか、本文からぬき出しましょう。

**トライ** 基本的人権の保障に必要なことを、次の語句を使って説明しましょう。【法の下での平等】 探究のステップに取組もう(p.68)

## 人権 平和

### ハンセン病隔離は違憲



7 熊本地方裁判所の判決を伝える新聞記事 (2001年)

### 生きる権利

- 防げる病気などで命を失わないこと
- 病気がけがをしたら治療を受けられること



### 守られる権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- 障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること



### 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 考えることや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること



### 参加する権利

- 自由に意見を表明したり、集まってグループを作って自由な活動をしたりできること



### 8 子どもの権利(国連児童基金資料)

**第1条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

9 児童福祉法に定められた子どもの権利 日本は1994年に子どもの権利条約を批准し、これを受けて2016年には、児童福祉法が改正されました。

# 平等権

## 2 節 人権と共生社会



1 アイヌ語弁論大会(イタカンロー)の様子と弁論の内容(北海道千歳市 2017年) アイヌ民族文化財団の主催で、1998年から毎年開催されています。

タント 西笔ヤエ フチ イエ ア オ  
イナ ウイエ。「オカヤニケ イロロ ペカ  
アンカムイユピ キムシペ ヌイエ コニナン  
サマ ナカリタラ」  
(今日は四宅ヤエさんが語った神話を語ります。  
「私がいて 私の上座側では 兄が 宝の刀に  
彫刻をほどこそうとして その先の方を見つ  
めています。」)

アイヌ語を継承する取り組み アイヌ語は日本語とは異なるアイヌ民族の独自の言語です。しかし、話せる人が少なくなっているため、継承の取り組みが行われています。1987年には北海道でアイヌ語ラジオ講座の放送が始まり、2018年からは、アイヌ語によるバスの車内放送も始まりました。



### アイヌ語に親しんでほしい

旭川市博物館学芸員  
飯岡郁穂さん

アイヌ語に由来する地名は、その土地の自然や環境、歴史、アイヌの人たちの自然観や伝統的な生活との関わりを伝えてくれる貴重な文化です。北海道旭川市では、2003年から、アイヌ文化に対する理解を深め、尊重していくために、アイヌ語地名と日本語地名を併記し、その由来を解説する表示板を、市内各地に設置しています。

また、旭川市は、アイヌ文化を振興していくために、小・中学校でのアイヌ民族音楽会や、アイヌ文化ふれあいまつりも開催しています。



2 アイヌ語の地名表示板(北海道旭川市)

### 1 平等権① 共生社会を目指して

### 2 日本にはどのような差別があり、差別をなくすためにどのような努力がなされてきたのでしょうか。

3 全国水平社創立大会での山田少年の訴え (部分要約)  
私は役所の役人様や学校の先生の演説や話を聞きました。それらの人々は口をそろえて人間の平等が必要だとさげます。人と人との差別は間違っているとされます。そして、いかにもそのことを理解しているように、差別感情などこれっぽちもないかのように言われますが、いったん教室に立った先生のひともは何と冷たいものでしょう。



4 徳島県が作成した人権の尊重を呼びかけるポスター(2016年 部分)

平等に生きる権利 全ての人間は平等な存在であり、平等なあつかいを受ける権利である平等権を持っています。しかし、偏見に基づく差別が、今もなお残っています。特に「生まれ」による差別は、基本的人権の尊重という日本国憲法の基本原理に反するものであり、決して許されません。

部落差別の撤廃 部落差別は、被差別部落の出身者に対する差別のことで、この問題は同和問題ともいいます。江戸時代に差別されていた、えた身分、ひにん身分は、明治時代に「賤称廃止令」(いわゆる「解放令」)によって廃止されました。しかし、その後も就職や教育、結婚などの面で差別は続きました。これに対して差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こり、1922(大正11)年には全国水平社が結成されました。1965(昭和40)年に同和对策審議会が出した答申は、部落差別の撤廃は国の責務であり、国民の課題であると宣言しました。これに基づいて法律が整備され、対象地域の人々の生活を改善する同和对策事業や、差別をなくす啓発活動が推進されてきました。しかし、今もなお差別は解消されておらず、2016(平成

探究のステップ  
日本国憲法では、なぜ人権を保障することが大切なのか。

### 公民にアクセス 北海道白老町の民族共生象徴空間(ウポポイ)

2014(平成26)年に、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターを北海道白老町に造ることが閣議決定されました。その後のアイヌ政策推進会議では、国立アイヌ民族博物館とナショナルセンターの名称が決定されました。国立アイヌ民族博物館は北海道で初めての国立博物館で、全国にある国立博物館の中でも最北端に位置します。2020(令和2)年から開館しています。

国立アイヌ民族博物館は、ポロト湖畔に造られた民族共生象徴空間(ウポポイ)の一つです。体験交流ホールや国立民族共生公園と一体となって、アイヌの歴史や文化等に関する理解をうながし、アイヌ文化の継承と新たなアイヌ文化の創造をする拠点になっています。

国立アイヌ民族博物館は、アイヌの人々の言語や信仰、衣食住、周りの民族との交流などをテーマに、さまざまな資料やAR技術を活用して紹介し、来館者がアイヌ文化と現代のつながりについて理解を深められる施設です。展示室を案内するツアーガイドや会議室での講演、アイヌの文化を体験できるワークショップなどの企画があります。世界に向けて、アイヌの文化の継承と創造を発信していくことが期待されています。



5 民族共生象徴空間があるポロト湖畔のイメージ



6 民族共生象徴空間の地図

28)年には、部落差別解消推進法が制定されました。

アイヌ民族への差別の撤廃 アイヌ民族は、独自の言葉や文化を持ち、古くから北海道を中心に生活してきました。しかし、明治時代の北海道開拓で、政府はアイヌの人々の土地をうばい、伝統的な風習などを否定する同化政策を進めました。第二次世界大戦後もアイヌ民族への差別は続きました。

こうした差別を撤廃するためのアイヌ民族の取り組みによって、1997年に制定されたアイヌ文化振興法では、アイヌの伝統を尊重することが求められました。2019年にはアイヌ民族支援法にかわり、アイヌ民族が先住民族として法的に位置付けられました。この法律の下で、民族としての誇りが尊重される社会の実現が目指されています。

在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃 2017年現在、日本には約45万人の在日韓国・朝鮮人が暮らしています。この中には、1910(明治43)年の韓国併合による日本の植民地支配の時期に、意思に反して日本に連れてこられた人々や、その子孫も多くいます。しかし日本では、今なおこれらの人々に対する差別がなくなっています。こうした歴史的事情に配慮して、在日韓国・朝鮮人の人権を保障していくことが求められています。

1 日本に居住している外国出身者やその子孫に対して差別的なスピーチがくり返されたことをきっかけとして、2016年にヘイトスピーチ解消法(p.249)が制定されました。



7 コリアタウンの様子(大阪市 2018年)

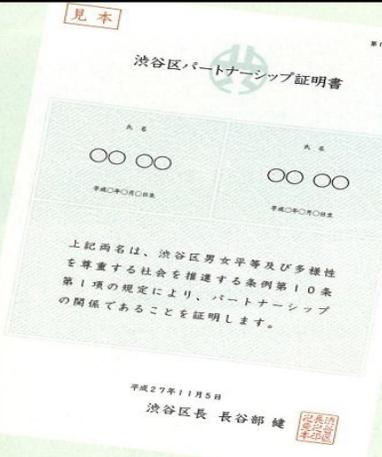


8 全国高校ラグビー大会に出場した大阪朝鮮高級学校(東大阪市 2014年) 1994年から外国人学校も参加できるようになりました。

チェック 現在も日本に残っている差別の例を、本文からぬき出しましょう。  
トライ 差別をなくすために重要なことを、「個人の尊重」の観点から説明しましょう。

# 平等権2

見本

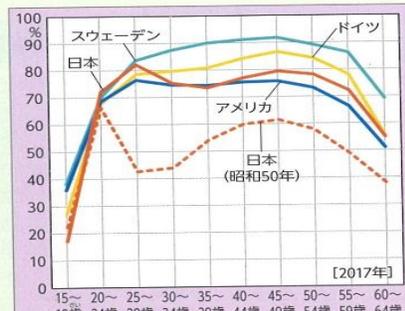


## 1 渋谷区の「同性パートナーシップ証明書」

東京都渋谷区は2015年から戸籍上が同性でも、男女の結婚に相当する関係を認める「パートナーシップ証明書」を交付しています。

渋谷区のほかにも東京都世田谷区や沖縄県那覇市、北海道札幌市など、全国で五つの地方公共団体が同性パートナーを認める制度を導入しており、こうした制度を利用している人々は、全国で133組います(2017年11月現在)。

このように性の多様性が注目される中で、SOGI(p.249)という考え方が広まってきています。SOGIとは、好きになる相手の性別と自分の性別についての意識を意味しています。一人一人のSOGIを尊重していくことが大切です。



2 女性の年齢別の働いている割合(総務省資料ほか)

「パートナーシップ証明書」があるようなことが可能になるのか、調べましょう。

## みんなでチャレンジ インクルージョンについて考えよう

インクルージョンとは、さまざまなちがいを認め、関わる全ての人々が参加して支え合うことを指します。そのためには、バリアフリー\*の取り組みも重要です。

\*障がいのある人や高齢者などが、社会の中で安全・快適に暮らせるよう、身体的、精神的、社会的な障壁(バリア)を取り除くという考え。

- (1)右のイラストで、バリアフリーになっているところはどこか、読み取りましょう。
- (2)インクルーシブな社会を実現するために私たちは何に気を付けなくてはいけないか、右のイラストを参考にグループで話し合いましょう。
- (3)校内や学校周辺で、改善すべきところを探し、校内案内図や地図などに記入しましょう。



差別することは許されません。こうした人々が、自分らしく生きられるように配慮する動きも広がりつつあります。

### 障がいのある人への理解

障がいがあっても教育や就職の面で不自由なく生活できるといったインクルージョンの実現が求められています。例えば、公共の交通機関や建物では、障がいのある人々も利用しやすいように、段差をなくすといったバリアフリー化が進められています。

障がいのある人の自立と社会参画の支援を目的として障害者基本法が制定され、さらに2013年には、差別を禁止する障害者差別解消法も制定されました。障がいや精神的な病気のある人々への差別もなくなればなりません。

### 在日外国人への理解

日本で暮らす外国人の数は増えており、2017年現在、日本の人口の約2.0%をしめます。特に、中国やベトナム、フィリピンなどのアジアから来る人々や、ブラジルなど南アメリカから来る日系人が増えています。こうした人々が生活するうえでも、不当な不利益や差別を受けないようにしなければなりません。また、教育や社会保障などの面で、言葉や文化のちがいに対して配慮することも必要です。



5 通勤する人に付きそう盲導犬(東京都目黒区 2016年) 法律の定めによって、公共施設や店舗は、盲導犬などの同伴を拒否できません。



6 日本語学級で学ぶ外国人(東京都葛飾区 2017年)

この法律は、国や地方公共団体、企業に、障がい者に対する「合理的配慮」を求めています。合理的配慮とは、障がいのある人から、何かの対応をしてほしいと伝えられたときに、負担が大きすぎない範囲で対応や努力をすることです。

インクルージョンの実現とは、どのようなことを意味しているか、本文からぬき出しましょう。

共生社会の実現のために必要なことを、50・51ページの学習もふり返って考えましょう。

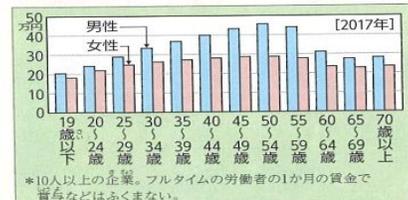
## 2 平等権2 共生社会を目指して

## 2 共生社会を築いていくために、私たちにどのような取り組みや努力が求められているのでしょうか。

### 1 男女双方に対する性的ないやがらせを指します。



### 3 岐阜県の発行する父子手帳



### 4 男女の年齢別賃金(「賃金構造基本統計調査」平成29年)

こうした人々は、LGBTとよばれることがあります。(p.249)

### 男女平等を目指して

女性は、仕事や職場の中で、雇用や昇進の面で男性より機会が少なくおくれがちです。「男性は仕事、女性は家事と育児」という性別役割分担の固定的な考え方が残っているためです。職場などでの性的ないやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)もしばしば問題になります。

1985(昭和60)年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用の面で女性への差別が禁止されました。さらに、1999(平成11)年には男女共同参画社会基本法が制定され、男性も女性も対等な立場で活躍できる社会を創ることが求められています。こうした社会の実現のためには、育児・介護休業法に基づいて男女ともに育児休業を取得したり、保育所の整備を進めたりするなど、育児と仕事を両立しやすい環境を整えることが必要です。

### 性の多様性への理解

性の意識は人によってさまざまです。しかし、同性愛の意識がある人々や、身体的な性別と意識する性別とのちがいを感じている人々は、生活するうえでしばしば不利益を受けることがあります。性は個人の生き方そのものに関わる問題であり、性の意識のちがいによって



# 社会権



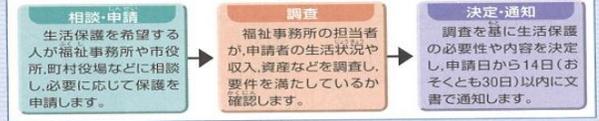
28 生活保護・障がい福祉

生活保護の制度は、何のために作られたのだろう。



② 生活保護受給世帯数の推移と割合 (厚生労働省資料)

広がる経済格差と生活保護 1991年のバブル経済崩壊後、日本経済の停滞により、日本国内の経済的な格差が拡大しました。その影響もあって、生活が苦しく生活保護を受ける世帯が、現在も年々増加しています。



① 生活保護の申請窓口(上:山形市 2009年)と申請の流れ(下) 決定に納得できない場合は、都道府県知事や厚生労働大臣に決定の取り消しを請求することができます。

## 4 社会権 —豊かに生きる権利—

- 1. 生存権 第25条①
- 2. 教育を受ける権利 第26条①
- 3. 勤労の権利 第27条①
- 4. 労働基本権 第28条

### ③ 日本国憲法に見る社会権

第25条 ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

### ④ 日本国憲法に見る生存権

- ①「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために、これだけはなくては困ると思うものを書き出しましょう。
- ②書き出したものを、グループの中で比べましょう。
- ③「健康で文化的な最低限度の生活」とはどのような生活か、自分の考えをまとめましょう。

社会権とはどのような権利でしょうか。また、日本国憲法が定める社会権にはどのようなものがあるのでしょうか。

人間らしい生活 人々に人間らしい豊かな生活を保障するのが、**社会権**です。19世紀には、経済活動の自由が強調され、その結果として、貧富の差が拡大しました。そこで、社会権の考え方が生まれました。日本国憲法は、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権を保障しています。

生存権 社会権の中で基本となるのが、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第25条①)である**生存権**です。この権利は、特に、病気や失業などで生活に困っている人々にとって重要です。働くことができず、収入がなくなったら、人間として最低限度の生活さえ営むことができなくなります。そのような人々には、**生活保護法**に基づいて、生活に必要な費用が支給されます。近年では、国内の経済格差が広がり、生活保護を受ける世帯が増えてきています。この人たちが自立して生活できるように**支援**していくことが必要です。

また、生存権を保障していくためには、病気にかかった人や高齢者などが安定した生活を送ることができるように、**老齢年金**や**医療保険**、**介護保険**などの**社会保障制度**を整えることも必要です。

## 公民にアクセス 高齢者の人権と生活保障

少子高齢化の進展にともない、高齢者にも住みよい社会の実現が課題になっています。子育てが終わったり仕事を辞めたりした後の期間は、平均寿命ののびによって長くなる傾向にあります。しかし、定年をむかえて退職した高齢者が新たに働こうと思っても、働ける場所は限られています。また、「いい年をして」「もう年だから」というように、年齢だけを理由に高齢者の社会参画をばらばら考えもまだ残っています。老人福祉法(→p.232)には、高齢者がその希望と能力に応じて社会に参画できる機会を設けるよう定められています。高齢者の人たちが生きがいを持って暮らしていけるように、働く機会や地域社会に参画する機会を増やしていくことが欠かせません(→⑤)。

また、年を取ると、老化によって視力や聴力などの身体機能の低下は避けられません。一方で高齢者だけの世帯も増え、高齢者が高齢者の介護をになうこと(老々介護)も多く見られます。医療や介護の充実はもちろん、地域ぐるみで高齢者の暮らしを支える仕組みづくりや、バリアフリーやユニバーサルデザイン(→p.49)のまちづくりも重要です。



⑤ 若手を指導する高齢の技術者(埼玉県久喜市 2012年)



⑥ デイサービスの様子(埼玉県熊谷市 2011年) 介護保険に基づく介護サービスの一つです。

特に少子高齢化に対応した年金制度の整備が急がれています。 (→p.13 ⑩)

教育を受ける権利 教育を受ける権利は、全ての子どもが学校で学習することを保障しています。学校教育を通じて、子どもたちは社会生活に必要な知識や判断力、友達との協調性などを身につけます。また、学校教育は、平和で民主的な国家や社会を築いていく人間を育てるためにも重要です。だれもが学校に行けるように、義務教育は無償とされています。また、学校教育にとどまらず、生涯学習の充実も求められています。これらの教育の基本的な方針は、**教育基本法**に定められています。(→p.241)

勤労の権利と労働基本権 勤労の権利と労働基本権は、働く人たちのための権利です。働くことは、人が収入を得て生活を安定させ、仕事を通じて精神的に充実した生活を送るうえでとても大切です。そこで、**勤労の権利**が保障されています。

また、労働者は雇い主である使用者に対して弱い立場にあるため、**労働基本権**(労働三権)が保障されています。それは、労働者が団結して行動できるように**労働組合**を作る権利(**団結権**)、労働組合が賃金その他の労働条件の改善を求めて使用者と交渉する権利(**団体交渉権**)、要求を実現するためにストライキなどを行う権利(**団体行動権**)の三つです。(→p.133)



⑦ 院内学級(京都市 2005年) 長期の入院が必要な小・中学生が、一人一人の健康状態などに合わせて病院内で学習するための教室です。正式な小・中学校として認められています。



⑧ 労働条件について交渉する労働組合の代表(右)と使用者(左)(東京都千代田区 2013年)

次の仕組みは社会権を保障するうえでどのような役割を果たしているか、一つ選んで説明しましょう。 ①生活保護 ②義務教育の無償化 ③労働組合

## 4 新しい人権

① 環境権～資料④新聞記事参照

② 自己決定権

③ 科学技術の発展と人権

→ 生命と人権

④ 知る権利

⑤ インターネットと人権

⑥ プライバシーの権利

→ 個人情報 肖像権

# (5) 新しい人権

3 節

これからの人権保障



1 ばい煙だけむるコンビナート (三重県四日市市 1960年代ごろ)



2 マスクを着けて通学する子どもたち (三重県四日市市 1965年)



3 現在の四日市市の空 (2008年)



4 コンビナートの夜景 (2009年) 近年では、ライトアップされたコンビナートの夜景が、四日市市の観光資源となっています。

四日市ぜんそく 三重県四日市市では、1960年代から70年代にかけて、コンビナートのばい煙によってぜんそくになる住民が現れました。患者たちは1967年に関連企業を訴え、裁判所は1972年に賠償金の支払いを命じました。その後、企業や国、県、市、住民らが協力して公害防止に取り組み、美しい空がもたらされました。

四日市市が美しい空を取りもどすまでには、どのような努力があったのだろう。



## 1 新しい人権① 一産業や科学技術の発展と人権

1 「新しい人権」は主に、日本国憲法第13条に規定されている「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利(幸福追求権)を根拠として主張されています。

産業や科学技術の発展にともなって、どのような人権上の課題が生まれ、どのような権利が主張されるようになったのでしょうか。

社会の変化と「新しい人権」 日本国憲法には、さまざまな人権が規定されています。しかし、産業の発達や科学技術の発展、情報化の進展などにともなって、日本国憲法に直接的には規定されていない権利が主張されるようになりました。このような権利は「新しい人権」と呼ばれます。「新しい人権」には、環境権

や自己決定権、知る権利、プライバシーの権利などがあります。これからの社会において、どのような権利が主張されるのか、住みよい環境は欠かせません。ところが、高度経済成長期には、水俣病をはじめとする公害が深刻化しました。経済成長が優先された結果、それにとまなう環境汚染の悪影響が軽視されてしまったのです。そこで、良好な環境を求めるとして環境権が主張されました。住居への日当たりを確保することを求める日照権もその一つです。

現在では、環境保全のために国や地方などの責務を定めた環境基本法が制定されています。また、大規模な開発事業を行う前に環境への影響を調査する環境アセスメント(環境影響評価)も義務づけられています。



5 日照権に配慮されたマンション (東京都定立区 2011年)

効率・公正 5の写真の中央のマンションは、何のために側面を階段状にしているか、そのために何を犠牲にしているのか、「効率」と「公正」の観点から考えましょう。

科学技術の発展と人権 科学技術の発展によって、近年、生命と人権に際した難しい課題が生まれています。例えば、「尊厳ある死」のために延命治療をこぼす尊厳死や、たえがたい苦痛をとまなう不治の病に苦しむ人が医師の手を借りて死を選ぶ安楽死が、自己決定権として主張されていますが、慎重な意見もあります。遺伝子技術は、難病治療などに役立つことが期待されていますが、生命の根幹に関わるため、学問の自由に任せてまいか議論されています。遺伝子が全個人を作出すクローン技術については、人間のクローンを作ることは法律で禁止されています。また、遺伝子診断は、遺伝子を原因とする病気へのかかりやすさなどを知ることができますが、遺伝子を理由にした差別につながるかなどが心配されています。

産業や科学技術の発展にともなってどのような人権上の課題が生まれているか、一つ挙げて具体的に説明しましょう。

## 公民にアクセス 尊厳死をめぐる議論

病気などの終末期に延命治療をこぼす尊厳死について、日本では尊厳死が認められる条件などのルールが定められていません。そのため、医師は、尊厳死の手助けをする法的な責任を問われる可能性があります。そこで現在、

定の条件を満たした患者が、あらかじめ書面で尊厳死を望む意思表示をしていれば、それに従った医師は責任を問われないことを法律で定めるべきではないかという声があります。この法律について、次のような意見があります。

### 【法律制定に賛成の立場】

- ・人生の最期の在り方を自分自身で決め、患者の自己決定権を尊重できる。
- ・医師は尊厳死を希望した患者の延命治療を行わなくても責任を問われなくなるため、安心して患者の意思を尊重できる。

### 【法律制定に反対の立場】

- ・自分の本心よりも家族の負担などを考えて尊厳死を選ぶような場合も予想される。
- ・終末期であるという診断そのものが誤っている可能性を否定することができない。
- ・国は人の死に介入すべきではない。

### 【尊厳死そのものに反対の立場】

- ・人は生きていること自体が尊いため、尊厳死自体に反対。

尊厳死を認める法律を定めることについて、賛成が反対かの立場を明らかにしながら、グループで話し合ってみよう。

## 自己決定権

自分が自分の生き方や生活の仕方について自由に決定する権利を、自己決定権といいます。この権利は、社会の発達にともなって人々の生き方が多様化する中で、主張されるようになってきました。

医療では、患者が治療方法などを自ら決定できるように、手術などの際にはインフォームド・コンセント(十分な説明に基づく同意)が求められます。自らの死後の臓器移植についての臓器提供意思表示カードも、自己決定権を尊重するものです。

科学技術の発展によって、近年、生命と人権に際した難しい課題が生まれています。例えば、「尊厳ある死」のために延命治療をこぼす尊厳死や、たえがたい苦痛をとまなう不治の病に苦しむ人が医師の手を借りて死を選ぶ安楽死が、自己決定権として主張されていますが、慎重な意見もあります。遺伝子技術は、難病治療などに役立つことが期待されていますが、生命の根幹に関わるため、学問の自由に任せてまいか議論されています。遺伝子が全個人を作出すクローン技術については、人間のクローンを作ることは法律で禁止されています。また、遺伝子診断は、遺伝子を原因とする病気へのかかりやすさなどを知ることができますが、遺伝子を理由にした差別につながるかなどが心配されています。

遺伝子技術は、難病治療などに役立つことが期待されていますが、生命の根幹に関わるため、学問の自由に任せてまいか議論されています。遺伝子が全個人を作出すクローン技術については、人間のクローンを作ることは法律で禁止されています。また、遺伝子診断は、遺伝子を原因とする病気へのかかりやすさなどを知ることができますが、遺伝子を理由にした差別につながるかなどが心配されています。

産業や科学技術の発展にともなってどのような人権上の課題が生まれているか、一つ挙げて具体的に説明しましょう。

産業や科学技術の発展にともなってどのような人権上の課題が生まれているか、一つ挙げて具体的に説明しましょう。

産業や科学技術の発展にともなってどのような人権上の課題が生まれているか、一つ挙げて具体的に説明しましょう。

**臓器提供意思表示カード**  
厚生労働省(は)日本臓器移植ネットワーク

(1, 2, 3, いずれかの番号を○で囲んでください。)

1 私は、**尊厳死及び心臓が停止した死後のいつでも**、移植の為に臓器を提供します。

2 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。

3 私は、**臓器を提供しません**。

(1又は2を囲んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【特記欄】  
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・膵臓

署名年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
本人署名(自筆): \_\_\_\_\_  
家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

臓器提供意思表示カード 健康保険証や自動車運転免許証にも、臓器提供の意思を記入できます。

**がん・糖尿病リスク 遺伝子解析**  
東大系参入「慎重に」の声も

唾液で200項目

遺伝子解析は、難病治療などに役立つことが期待されていますが、生命の根幹に関わるため、学問の自由に任せてまいか議論されています。遺伝子が全個人を作出すクローン技術については、人間のクローンを作ることは法律で禁止されています。また、遺伝子診断は、遺伝子を原因とする病気へのかかりやすさなどを知ることができますが、遺伝子を理由にした差別につながるかなどが心配されています。

遺伝子診断についての新聞記事(2013年)

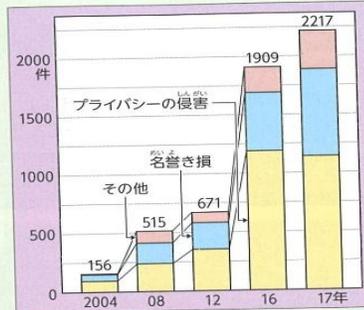
# 新しい人権2



わたしの「ふつう」と、あなたの「ふつう」はちがう。それを、わたしたちの「ふつう」にしよう。



↑ 違法ダウンロードをしないように呼びかけるポスター  
← 愛知県が作成した人権についてのポスター (2016年)



3 インターネットでの人権侵害事件の件数の推移 (法務省資料) 法務省人権擁護局があつた事件の件数です。

3 で増えている項目を読み取り、なぜ増えているのか、考えましょう。

## 2 新しい人権② 情報化の進展と人権

情報化の進展とともに、どのような課題が生まれ、どのような権利が認められてきたのでしょうか。



4 国の情報公開制度と公開された文書 (2015年) 国の情報公開制度は、情報公開法(p.238)に基づいています。地方公共団体の場合は、それぞれで情報公開条例を定めています。公開される文書は、個人情報や、だれかに不利益が生じるおそれのある部分をぬりつぶすなどの処理がされることがあります。

**知る権利** 国民が主権者として政治に関する判断をするためには、さまざまな情報を手に入れることが重要です。特に現代では、情報化の進展によって、多くの重要な情報が国や地方の役所などに集まっているため、こうした情報を手に入れる権利として、「知る権利」が認められています。国や地方には情報公開制度が設けられ、人々の請求に応じて情報を開示しています。情報公開制度は、政治の透明性を高め、公正な政治の実現に役立っています。

また、新聞やテレビなどのマスメディアは、取材などによって情報を収集し、表現の自由に基づいて広く報道することで、国民の知る権利を支えています。

**プライバシーの権利** 私たちはだれもが、生活の中で他人に知られたくない秘密があります。しかし、マスメディアの報道が、私生活を公開してしまうことがあります。こうした報道で、その人の生活が多くの人々に知られることは、大きな不利益にもつながります。そこで、私生活に関する情報を公開されない「プライバシーの権利」が認められてきています。

## みんまでチャレンジ プライバシーの権利と表現の自由について考えよう

右の例を読んで、「個人の尊重」の観点から、プライバシーの権利と表現の自由(日本国憲法第21条)との関係について考えましょう。

- 右下の「Aに関する情報」のうち、本に掲載しても許されるのはどれか、理由もふくめて考えましょう。
- (1)について、グループの中で意見交換をしましょう。さらに、本に掲載しても許される情報と許されない情報とのちがいについて話し合しましょう。
- 情報を掲載される人物が、有名タレントのAではなく、一般人であるAの恋人の場合は、掲載しても許される情報と許されない情報が変わるか、グループで話し合しましょう。
- プライバシーの権利よりも表現の自由が優先される場合について、例を挙げながら、グループで話し合しましょう。

**例** 有名タレントAの私生活の情報を掲載した本が出版されることになりました。Aは「プライバシーの権利の侵害である」として、本の出版の差し止めを裁判所に求めました。これに対して出版社は、「本の出版は表現の自由である」と反論しました。



**Aに関する情報** 名前、血液型、星座、本人の顔写真、Aの家族の顔写真、Aが飼っている犬の写真、自宅の住所、メールアドレス、出身学校名、Aがよく行く店の名前、Aの友達の名前、自宅の電話番号

自分の顔などを勝手に撮影されたり、その写真や映像を公表されたりしないという肖像権も、その一つです。

また、情報化の進展によって、住所や電話番号、病歴や信仰する宗教などの、他人に知られたくない個人的な情報が、知らない間に収集され、利用されることがあります。そこで、国や地方、民間の情報管理者に、こうした個人情報を厳重に管理することを義務付ける、個人情報保護制度が設けられています。

**インターネットと人権** 近年では、インターネットの発達によって、だれもが簡単に情報を発信できるようになりました。また、国や地方に集まる情報を手に入れることも簡単になり、知る権利の保障に役立っています。

一方で、インターネット上にプライバシーの権利などを侵害する違法な情報が流出する例も増えています。インターネットでは自分の名前を明かさずに情報を発信できるため、他人の名誉を傷つけたり、人種や民族で差別したりする無責任な表現も見られます。また、情報を簡単に複製できる反面、元の情報の提供者が持つ著作権などの権利が十分に保護されないといった問題も生まれています。インターネットにおいてこうした権利を守るための仕組みを整えることが求められています。



3 地下鉄の駅の入り口に設置された防犯カメラ (東京都中央区 2013年)

**見方・考え方** 社会の安全のために使われる防犯カメラの設置に賛成か反対か、プライバシーの権利という「個人の尊重」の観点をふまえて考えましょう。

**公民にアクセス 知的財産権** (人権 平和 技術)

著作物(文章や写真、映像、音楽など)に関する権利である著作権や、商標(商品名など)、特許、意匠(デザイン)などに関する権利を、知的財産権とよびます。情報化が進む中で、アイデアを盗用するなどの権利侵害が増えており、知的財産権の重要性は増えています。特にインターネットを利用する場合は、知的財産を創りだした人の権利や利益を尊重しなければなりません。

# 琉球とアイヌの人々の暮らし

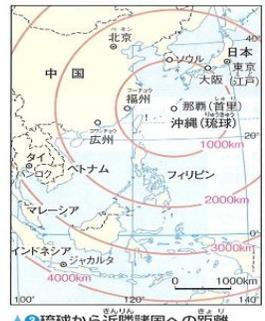
## 歴史を 探ろう

## りゅうきゅう 琉球とアイヌの人々の暮らし

～大陸との交流と独自の生活・文化～

① 琉球のようす 1816年に琉球を訪れたイギリス人によってえがけられました。『バジル・ホール航海記』

② 琉球国王の紅型 黄色は、中国や琉球で国王などの高貴な人の象徴として、衣服などに用いられてきました。〈那覇市歴史博物館蔵〉



④ 三本の弦の楽器  
A 三弦 (東京 都民音楽博物館蔵)  
B 三線 (静岡県 浜松市楽器博物館蔵)

⑤ 琉歌  
私の愛する人(里)は  
恩納岳の向こう側  
人をへだてるじゃまな  
ムイ(森・山)など  
おしのけて  
彼のおむシマ(村)もろとも  
こちらへ引き寄せよう  
くがたなさな  
〈恩納ナビの歌 18世紀前半〉



⑥ 守礼門(沖縄県那覇市)  
琉球の王は、「守礼之邦(礼を守る国)の顔がかかげられた守礼門で明の使節を出迎えました。」

⑦ 沖縄最古のシーサー  
琉球では獅子をシーサー(獅子さん)とよび、魔除けとして家の屋根などにおきます。(八重瀬町立具志頭歴史民俗資料館蔵 1689年設置)

### 1 琉球の人々はどのような生活をしていたのかな？

琉球では、南国の風土に適した芭蕉布が人々の衣服でした。芭蕉布は、芭蕉の繊維からできており、麻よりも軽くて風通しやほだざわりが良いため、王族から農民にいたるまで愛用されました。王族や士族には、紅型とよばれる衣服もあり、身分によって色や模様が異なりました。さらに、冠の色・かんざしの種類で身分の違いが表され、成人男子はかたかしらとよばれるマゲを結うなど、独自の生活様式がありました。一方で、琉球を支

配した薩摩藩は、その実態を明や清に知られないように、琉球の人々が名字・髪型・衣服などを日本風にするのを禁止していました。また、琉球には琉歌とよばれる8・8・8・6の30音で表す独自の歌もありました。

### 2 アイヌの人々はどのような生活をしていたのかな？

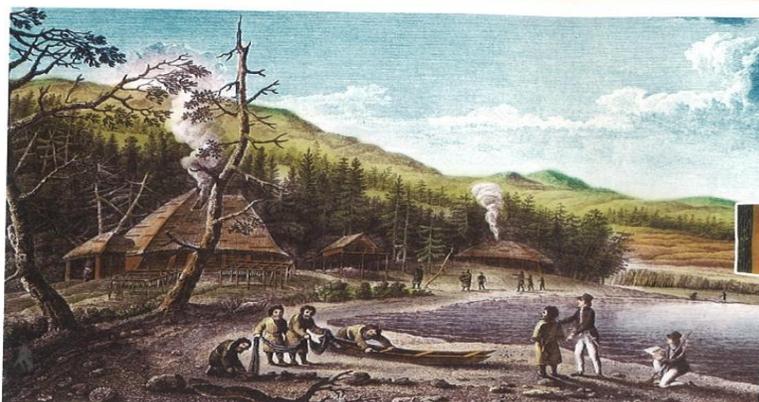
アイヌの人々は、自然・動物・植物など生活に関係するすべてのものに神が存在すると考え、それらに感謝して、必要な量を狩猟・漁撈・採集でとって生活していました。アイヌの人々の衣服は、動物・魚・木などの皮が



⑧ 疑問 江戸時代、貿易の窓口として、南には琉球への窓口が、北には蝦夷地への窓口が開いていました。琉球や蝦夷地では、中世から近世にかけて、江戸や上方とは違った生活や文化が展開されていたそうです。琉球やアイヌの人々の生活や文化は、どのようなものだったのかな。

### おもな関連事項と関連ページ

- 琉球への窓口 p.110
- 蝦夷地への窓口 p.111
- 北海道に残るさまざまな地名 p.169



⑨ 蝦夷地のようす 1804年に、蝦夷地を訪れたロシア人によってえがけられました。〈クルーゼンシュテルン「世界周航図」当時の絵に着色したもの 福岡市九州大学総合研究博物館蔵〉

⑩ 木の皮でつくられたアイヌの衣服 (北海道 アイヌ民族博物館蔵)



### ふくろうの神のみずから歌った謡 ～銀の滴降る降るまわりに～

「銀の滴降る降るまわりに、金の滴降る降るまわりに。」という歌を歌いながら子供等の上を通りますと、(子供等は)私の下を走りながらいうことには、「美しい鳥！神様の鳥！さあ、矢を射てあの鳥、神様の鳥を射当てたものは、一ばんさきに取った者はほんとうの勇者、ほんとうの強者だぞ…」

“Shirokanipe ranran pishkan,  
[ 銀の滴 降る降る まわりに ]  
konkanipe ranran pishkan.”  
[ 金の滴 降る降る まわりに ]  
〈知里幸恵(→p.211)「アイヌ神謡集」1923年〉



⑪ イオマンテ(熊の露送り) 熊などの食料になる動物も、神が姿を変えたものと考えられていました。『蝦夷島奇観』東京国立博物館蔵

⑫ 蝦夷錦が伝わった道 中国や琉球では、龍は国王など高貴な人の家紋でした。



### 3 中国とはどのような関係だったのかな？

琉球やアイヌの人々は、中国とも交流がありました。琉球の三線とよばれる楽器は、中国の三弦が琉球風に変化したものでした。また、松前藩を通じて江戸や上方にもたらされたことから「蝦夷錦」とよばれた衣服は、実は中国の役人の制服で、アイヌの人々が交易で入手したものでした。このように、琉球やアイヌの人々は、中国など周辺の国や地域とも結びついて独自の文化を築き、日本の文化にも影響を与えました。

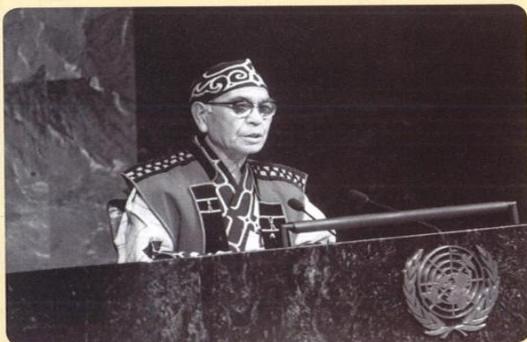


# 先住民族としてのアイヌ民族

アイヌ民族の、先住民族としての権利の保障について、国際的な動きから考えましょう。

主な先住民族	主な居住地域
イヌイト	アラスカ、カナダ、グリーンランド
アイヌ	日本
マサイ	ケニア、タンザニア
アボリジニ	オーストラリア
マオリ	ニュージーランド

## 1 世界の主な先住民族



2 国際連合で演説する野村義一 (1992年)



3 国会で演説する菅野茂 (1995年) 菅野茂は、1994年にアイヌ民族で初めて国会議員になり、国会でアイヌ語の演説をするなど、アイヌ文化振興法の制定に力をつくしました。

1930 (昭和5) 年に結成され、1961年に「北海道ウタリ協会」に改称しました。現在は「北海道アイヌ協会」にもなっています。

## 日本の「先住民族」

「先住民族」とは、ある地域に古くから暮らす民族でありながら、その地域に後から移住した人々によって、社会的に支配される地位に置かれた人々のことを指します。日本ではアイヌ民族が「先住民族」といえます。近年では、先住民族の権利を保障しようとする、国際的な動きが活発になっています。

## 明治時代からの同化政策

アイヌ民族は、古くから北海道や樺太 (サハリン)、千島列島などに暮らしていました。しかし、明治時代になって、政府による北海道開拓が本格的に推し進められる中で、屯田兵として本州から移住してきた和人に支配されるようになりました。また、政府は開拓にともなって、北海道にも近代的な土地所有制度を導入しましたが、アイヌ民族は土地を共同で利用することが多く、所有者を明確に決めていなかったため、多くの土地がうばわれることになりました。こうして、アイヌ民族の生活は厳しさを増していきました。

こうした中で、政府は、1899 (明治32) 年に北海道旧土人保護法を施行して、アイヌ民族に農耕用の土地をあたえたり、医療費を補助したりといった政策を実施しました。しかし、こうした政策は、アイヌ民族の独自性を十分に尊重するものではなく、日本人への同化政策を柱にしています。学校教育の面でも、民族独自のアイヌ語よりも、日本語を修得することが優先されました。

## 先住民族としての権利を求めて

第二次世界大戦後には、北海道アイヌ協会が再結成され、アイヌ民族の社会的な地位の向上や、民族独自の文化の保存、発展が目指されました。しかし、日本では、アイヌ民族が独自の文化を持った先住民族であるという認識は広がりませんでした。

1992 (平成4) 年、国際連合の「国際先住民年」の開幕式典で、当時の北海道アイヌ協会の理事長だった野村義一

が記念演説をしました。野村義一はこの演説で、アイヌ民族が世界の多くの先住民族と同じように、同化政策の中で苦しんできたことや、政府と協力しながら民族の尊厳と権利が保護される社会を創っていきたいと訴えました。

こうした状況の中、政府もアイヌ民族の文化を積極的に保護することの必要性を認め、1997年に北海道旧土人保護法を廃止し、同時にアイヌ文化振興法を制定しました。

この法律の理念のもとで、2008年には、国会の衆議院と参議院の両方で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が、全会一致で可決されました。こうした動きを受け、2019年にはアイヌ文化振興法からアイヌ民族支援法にかわり、アイヌ民族が先住民族として法的に位置付けられました。この法律では、アイヌの人々への差別の禁止や、観光・産業振興などへの支援が盛り込まれています。北海道白老町のポロト湖畔には「民族共生象徴空間」が設けられ、アイヌの歴史や文化を学び伝えることでアイヌ文化の継承が目指されています。

## 国際的な関心の高まり

このようにアイヌ民族の権利の保障が進んだ背景には、先住民族の問題が、国際社会の中で重要な問題の一つとして注目され、先住民族の地位の向上が国際的に求められてきたことがあります。1965年に採択された人種差別撤廃条約は、民族のちがいで差別を禁止しており、1989年の子ども (児童) の権利条約も、少数民族の子どもに、民族独自の文化に親しみ、言語を使う権利を認めています。

国連は1993年を「国際先住民年」に定め、2007年には総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、日本も賛成しました。この宣言は、先住民族の人権の保障だけでなく、先住民族が独自の文化を育んできた土地との結び付きを確保することによって、先住民族の伝統が保護されるべきであるとしています。日本も、こうした国際的な先住民族の権利の保障の動きに同調しながら、アイヌ民族の先住民族としての権利を尊重し、人権の保障を実現していくことが求められています。



4 アイヌ語ラジオ講座のテキスト (2019年) 現在も、アイヌ語を継承するさまざまな取り組みが行われています。

第2条 先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも (略) 自由である権利を有する。

第3条 先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第11条 ①先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。(略)

第14条 ①先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。

## 5 先住民族の権利に関する国連宣言 (部分)

昨年9月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。(略)

政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

1 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

2 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。右、決議する。

## 6 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 (2008年6月6日)

アイヌ民族の、先住民族としての権利の保障が進んだことをきっかけにした出来事を読み取りましょう。

見方・考え方 明治時代以降の、アイヌ民族に対する政策の問題点を、「公正」の観点から説明しましょう。

# 巻末 参考法令集

## 参考法令集

日本国憲法	222	男女共同参画社会基本法	235	消費者基本法	240	国際人権規約	244
大日本帝国憲法	232	育児・介護休業法	236	労働基準法	241	人種差別撤廃条約	245
フランス人権宣言	232	障害者基本法	236	労働組合法	241	女子差別撤廃条約	245
民法	233	教育基本法	237	独占禁止法	242	国際連合憲章	246
同和对策審議会答申	234	環境基本法	238	老人福祉法	242	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	247
人権教育・啓発推進法	234	情報公開法	238	日米安全保障条約	243	子どもの権利条約	243
アイヌ民族支援法	234	地方自治法	239	子どもの権利条約	243	世界人権宣言	244
男女雇用機会均等法	235	製造物責任法	240	世界人権宣言	244		

\*一部の法令については、発布時の原文を掲載するため、旧仮名づかいのままにしています。

## 日本国憲法

1946(昭和21)年11月3日公布 1947(昭和22)年5月3日施行

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第1章 天皇

第1条(天皇の地位・国民主権) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条(皇位の継承) 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条(天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認) 天皇の国事に関するすべての行

## 解説

**協和** 心を合わせ、仲良くすること。  
**恵沢** めぐみ。  
**惨禍** むごい災い。  
**主権** ここでは、国の在り方を最終的に決定する権力のこと。  
**厳粛** 厳しく、厳かなさま。  
**信託** 信用して任せること。  
**権威** 人を従わせる威力。  
**福利** 幸福と利益。  
**享受** 受け取つて十分に自分のものにする。  
**人類普遍の原理** 人類にとっていつの時代のどの社会でも通じる原理。  
**法令** 法律や命令。  
**詔勅** 天皇の意思を表す文書(詔書)と言葉(勅語)。  
**恒久** 永遠。  
**崇高** 気高く尊いこと。  
**信義** 約束を守り、人としての務めを忠実に果たすこと。  
**専制** 物事(特に政治)を独断で思うやうに決めること。  
**隷従** 奴隷のように従うこと。  
**圧迫** おしせまり、おびやかすこと。  
**偏狭** かたよつたせまい考え方。  
**欠乏** 不足していること。  
**責務** 責任と義務。

### 第1章

**象徴** p.249  
**総意** 全員の考え。  
**皇位** 天皇の地位。  
**世襲** 子々孫々受けついでいくこと。  
**皇室典範** 皇室に関する事項を定めた法律。  
**国事** 国家に関する事情。

為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条(天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任) ①天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条(摂政) 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条(天皇の任命権) ①天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条(天皇の国事行為) 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を受け受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条(皇室の財産授受) 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

## 第2章 戦争の放棄

第9条(戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認) ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第3章 国民の権利及び義務

第10条(国民の要件) 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条(基本的人権の享有) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉) すべて国民は、個人として尊重され

**権能** 権利を主張し行使する能力。  
**摂政** 天皇に代わつて国事行為を行う皇族。天皇が未成年の場合や天皇の心身に重大な事故のある場合に置かれる。

**準用** 規則を他の事項に対して必要な変更を加えて当てはめること。

**政令** p.250  
**条約** 国家間の文書による合意。国際法の一つ。

**公布** 法律などを国民が知りうる状態にすること。法律などはこれによって初めて拘束力を持つことができる。

**召集** ここでは国会の会期を開始させることを指す。

**官吏** 役人のこと。日本国憲法では公務員もしくは国家公務員を指す。

**任免** 任命したり辞めさせたりすること。

**全権委任状** 外交において、特定の事項について、交渉などの権限をあたえることを証明した文書。

**大使及び公使** ともに外国に派遣される外交官のこと。大使は外交官の最上位で、公使はその補佐である場合が多い。

**信任状** 外交官の資格を証明する文書。  
**大赦** 国家のよろこびごとに際して一定の範囲の刑を免除すること。

**特赦** 特定の個人に対して刑の執行を免除すること。

**復権** 刑の宣告により失つた国民の権利(被選挙権など)を回復させること。

**栄典** 名誉の印としてあたえられる勲章、位階など。

**批准** p.249  
**接受** 受け入れること。

**賜与** ここでは天皇が国民に賜与すること。

### 第2章

**基調** 思想や行動などの根底にある根本的な考え。

**希求** 願ひ求めること。

**国権の発動たる戦争** 宣戦布告により開始される、国際法上の戦争。

**威嚇** おどかすこと。

**武力の行使** 事実上の戦闘行為。

**交戦権** 国家が戦争を行う権利。

### 第3章

**要件** 必要な条件。

**法律でこれを定める**(第10条) 具体的には国籍法に定められている。

**基本的人権** 全ての人が人間として当然持つべき権利。

**享有** 生まれつき身につけて持っていること。

**濫用** みだりに用いること。

**公共の福祉** 社会全体の利益。

国際連合の目的や、それを実行する組織と活動の基本を定めています。1945年に採択され、同じ年に国際連合が発足しました。前文以下19章111条から成ります。

**前文** われら連合国の人民は、

われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、

並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、

国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、

共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、

すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

**第1条(国連の目的)** 国際連合の目的は、次のとおりである。

- 1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
- 2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
- 3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を

尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

- 4 これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

**第2条(行動の原則)** この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

- 1 この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
- 2 すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。
- 3 すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。
- 4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- 5 すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。
- 6 この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。
- 7 この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、この事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

**第7条** ①国際連合の主要機関として、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所及び事務局を設ける。

**第18条** ①総会の各構成国は、1個の投票権を有する。

②重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する構成国の3分の2の多数によって行われる。(略)

**第51条** この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的

2015年に開かれた「国連持続可能な開発サミット」でまとめられた行動計画で、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」をかかげています。

**前文** このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒し安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱(レジリエント)な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標(SDGs)と、169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標(MDGs)を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう15年間にわたり、行動を促進するものになろう。(略)

**宣言 導入部**

3. (取り組むべき課題)我々は、2030年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと。平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女兒の能力強化を進めること。地球と天然資源の持続的な保護を確保すること。そしてまた、我々は、持続可能で、包摂的で持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を、各国の発展段階の違い及び能力の違いを考慮に入れた上で、作り出すことを決意する。

4. (誰一人取り残さない)この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊

厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。(略)

**持続可能な開発目標**

- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する(略)

# 人権三法の記述

## 「象徴」 p.45

ある抽象的なものを表現する場合に役立つ、それと関係が深いか、連想しやすい具体的なものを指す。日本国憲法では、天皇を日本国と日本国民統合の「象徴」とした。

## 集団的自衛権を行使できるとする法改正 p.47

この法改正と同時に、国際社会が共同で対応すべき戦争や紛争などにおいて、自衛隊が他国軍を支援できるようにする国際平和支援法の制定や、国際連合の平和維持活動(PKO)における自衛隊の活動内容を拡大する国際平和協力法(PKO協力法)の改正、日本の周辺地域以外で自衛隊がアメリカ軍などを後方支援できるようにする法改正などが行われた。

## 採択、調印、批准 p.49・66・67・193

いずれも条約などの締結の手續きに関する用語。条約などの内容について合意することを「採択」、その内容を正式に確認したとして国の代表者が記名することを「署名」もしくは「調印」、署名・調印した条約などの内容を国が最終確認し、それに拘束されることに同意を示すことを「批准」という。

## 部落差別解消推進法 p.51

同和問題(部落差別)は、1965年に国の同和对策審議会の答申が出されて以降、同和对策事業特別措置法などによる対策によって改善されてきた。

特別対策が終了した後も、人権教育の推進などを通じて、部落差別の解消の取り組みが進められてきた。しかし、現在でも差別的な発言や待遇がなくなっておらず、インターネットを通じて差別を助長するような動きが見られることなどを受けて、部落差別解消推進法が制定され

た。

## ヘイトスピーチ解消法 p.51

この法律で禁止されている「ヘイトスピーチ」は、特定の民族や国籍の人々に対して、排除することをあおり立てるもの、こうした人々に対して危害を加えようとするもの、また、こうした人々を著しく見下すような差別的な言動を指す。

法務省では、外国人のための人権相談窓口として、6か国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」も設けている。

## LGBT, SOGI p.52

Lesbian (レズビアン：女性同性愛者)、Gay (ゲイ：男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー：出生時の性と自認する性とが異なる人)の頭文字を取った呼び方。

身体の性、心の性、好きになる性によって、性の考え方はさまざまであり、近年では、性的指向と性自認とを区別してSOGI(ソギ・ソジ：Sexual Orientation & Gender Identity)という呼び方も使われるようになってきている。こうした多様性を尊重することが必要であるという考え方が広がってきている。

## 障害者差別解消法 p.53

全ての国民が障がいの有無によって分けへだてられることなく、たがいに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいや理由とする差別の解消を推進することを目的としている。2013年に制定された。

この法律で、国や地方公共団体が、企業に対して「合理的配慮」が求められたことを受けて、大学で講義を受ける際に、聴覚障がいのある学生に、ノートを取

いたり、車いすを使う人の電車の乗り降りを、駅員が補助したりといった、具体的な取り組みも進められている。

部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法の三つの法律は、それぞれ2016(平成28)年に施行されており、人権の尊重に関わる法律であることから、「人権三法」とよばれることもある。

## 財産権 p.55

経済的な価値のある物(財産)に関する権利の総称。物権(物に対する権利)や債権(他人に行爲を求める権利)、知的財産権(p.65)などがふくまれる。

## ストライキ p.57

労働者に認められている団体行動権に基づいて、労働者やその団体である労働組合が行う行為の一つ。本来行うべき労働をせずに、やとい主に対して抗議することで、賃金や待遇などの労働条件の向上を訴える手段である。「同盟罷業」と訳され、一般的には「スト」と略されることが多い。日本では、国家公務員法や地方公務員法の規定によって、公務員のストライキは禁じられている。

## 名誉 p.60

法的には人や団体に対する社会的評価を指し、人権の一つとされる。誹謗中傷などにより社会的信用が低下したり、それによって生活上の不利益をこうむったりすることを名誉毀損といい、刑法上の罪に問われることもある。

## 臓器移植 p.63

病気や事故などにより臓器の機能が低下した人に、手術によって他の人の臓器を移植すること。1997年に制定された臓器移植法で、臓器移植の場合に限って脳死が「人の死」と見なされ

るようになり、本人(15歳以上)による臓器提供の意思表示があり、かつ家族が反対しない場合には、脳死状態の人からの臓器提供が可能になった。さらに2009年の法改正で、本人の意思が不明でも家族の承諾があれば臓器提供が可能になり、15歳未満の臓器移植も可能になった。

## 遺伝子 p.63

生物としての性質や特徴が親から子へと伝わることを遺伝といい、その遺伝を担うのが遺伝子である。細胞に存在するDNA(デオキシリボ核酸)に4種類の塩基の配列として記録されており、このDNAがコピーされることでさまざまな性質が遺伝される。

## マスメディア p.64

不特定多数の人々に情報を伝達する手段になる書籍、新聞、雑誌、映画、ラジオ、テレビなどを指す。マスメディアを介して行われる情報伝達がマスコミ(マスコミュニケーション)である。

## 肖像権 p.65

人の顔や姿を写し取った写真や映像、絵などを肖像といい、それを勝手にとられたり公表されたりしない権利を肖像権という。肖像権には、プライバシーや人格に関わる側面と、著名人の場合のように財産権に関わる側面がある。

## 個人情報保護制度 p.65

2003年に個人情報保護法が成立し、個人情報保護制度の基本的な考え方が整理されるとともに、それまで公的機関に課していた個人情報保護の義務が民間事業者にも拡大された。地方では、1990年に神奈川県が初めて個人情報保護条例を定め、全国に広がった。